

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号  
TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.com/>  
E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

### 利益分配

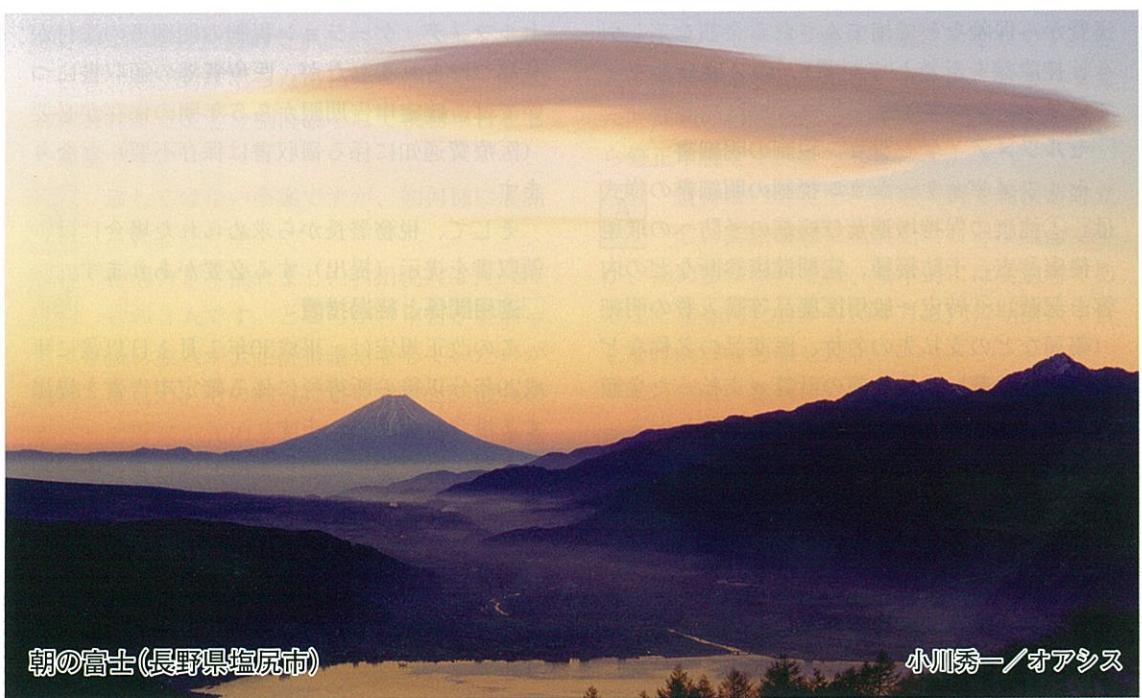
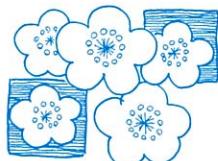
大阪を中心に90店舗を展開する「お菓子のデパートよしや」は税引き利益を三つに分け、一つは内部留保に、一つは先行投資に、残りを従業員に、というのが創業以来の方針。通常の給料、年2回の賞与の他に幸せ俱楽部と呼ばれる従業員への報酬制度を実施している。あみだくじで、「金の延べ棒1キロ 1名」「海外旅行・国内旅行 各5名」「あまおうイチゴ2パック・大王スイカ1個・最高級梨1ケース 全員」「かぼちゃ10キロ・じゃがいも6キロ 全員」、そのほか「約百名を対象とする日帰りツアー」「1万円まで買い物放題のユニクロお買い物ツアー」また、朝礼でテレビ等電化製品が当たるジャンケン大会など。Fole所載。

## ヒントヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成28年度の国税不服審判所への審査請求の件数は2488件（前年度より18.6%増）です。

審査請求の処理件数は、1959件で、このうち、納税者の主張が何らかの形で認められたものは241件（一部認容192件、全部認容49件）で、その割合は12.3%となっています。



## 医療費控除の適用

令和元年1月1日～令和元年3月31日

### □改正内容

平成29年度税制改正によって、確定申告によって医療費控除の適用を受ける場合には、医療費の領収書の添付（提示）に代えて、医療費控除の明細書を添付することが義務づけられることになりました。

また、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受ける場合には、セルフメディケーション税制の明細書を添付することが義務づけられました。

なお、医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれかの選択適用になりますので、両方を受けることはできません。

### □医療費控除の明細書

医療費控除の明細書の様式は、①医療費通知に関する事項（健康保険組合等が発行する医療費のお知らせなどの医療費通知を添付する場合に記載）、②医療費の明細（①以外について、病院・薬局などの支払先の名称、医療費の区分などの明細を記載）、③控除額の計算（支払った医療費から保険などで補てんされる金額を差し引き、控除額を計算して記載）の3区分となっています。

### □セルフメディケーション税制の明細書

セルフメディケーション税制の明細書の様式は、①健康の保持増進及び疾病の予防への取組（健康診査、予防接種、定期健康診断などの内容を記載）、②特定一般用医薬品等購入費の明細（薬局などの支払先の名称、医薬品の名称などの明細を記載）、③控除額の計算（支払った金額から保険などで補てんされる金額を差し引き、控除額を計算して記載）の3区分となっています。

### □取組を行ったことを明らかにする書類

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類の添付



○乳幼児の死亡率が高かった江戸時代の平均寿命は30歳～40歳といわれています。極端な例では11代将軍家斉の子は50人いて、半数が20歳までに亡くなっています。12代将軍家慶の子は27人のうち、20歳まで生き残ったのは家定一人です。将軍15人の平均寿命は51歳。長生きした人では、葛飾北斎90歳、杉田玄白85歳、貝原益軒85歳、滝沢馬琴82歳、上田秋成76歳、良寛74歳、等。



（提示）が必要となります。

書類は、氏名、取組を行った年、取組に係る事業、診療を行った保険者、事業者、医療機関、医師等の名称、氏名の記載のあるものに限られます。

### □領収書の保存

医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用において、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の添付が義務づけられましたが、医療費等の領収書については、確定申告期限から5年間の保存が必要（医療費通知に係る領収書は保存不要）となります。

そして、税務署長から求められた場合には、領収書を提示（提出）する必要があります。

### □適用関係と経過措置

この改正規定は、平成30年1月1日以後に平成29年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合に適用されます。

なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書の添付に代えて、経過措置として、従来どおり確定申告の際に医療費等の領収書を添付（提示）することも認められます。

## 債務免除益を考える

同族会社とそのオーナー社長は、密接な関係のもと二人三脚で会社経営を継続していると言えます。

そのなかでも会社の代表者が会社に対して有している貸付金等の免除を行うケースが少なからず生じます。また、まれに、その逆のケースもあります。これらの場合の税務処理はどう考えるべきでしょうか。

### (1)会社社長が会社に対して債務免除を行った場合

社長が会社に対して債務免除を実行することで会社は経済的利益を受けることになります。よって、債務免除を受けた金額は益金として計上する必要があります。会社にとっては、税務上の繰越欠損金が無い限り、その債務免除益は法人税等の対象となります。逆に、一般的には

#### ナマの税務相談室

**Q** 明けましておめでとうございます。平成年号も、今年一杯（或いは来年3月）で幕切れという歴史的な1年の月初めです。

さて、遺言書があったのに見つからず、相続人全員による遺産分割協議をして税務申告をした事案です。

**A** 珍しくはない事案ですが、如何様に展開されましたか。

**Q** 結構大きく揺れました。相続人はA、B、Cの3人です。ところが、申告が終わって1年後に故人が公正証書遺言をしていたのが判明しました。その内容によりますと、故人のかなりの財産をAの子Dに相続させるというものです。Dは故人の孫にあたり養子にもなっていなかったので相続権はありません。よってDは受遺者ということになり、相続税法では通常の相続税の2割加算の適用になると思います。この場合Dの申告義務はどのようになるのでしょうか。

債務免除をする社長個人については課税上の問題はないと思われます。※一方、社長の相続税の観点から考えると、社長に万一のことがあつたりすると、その債権金額は課税遺産となりますので、注意する必要があります。

### (2)会社が会社社長に対して債務免除を行った場合

(1)と逆のケースとなります。社長個人が会社から経済的利益を受けることになりますので、税務上は役員賞与が社長に対して支給されたと解されます。

従って会社では、役員賞与に該当する源泉徴収義務が発生すると共に役員賞与の損金不算入という複合的な課税関係が生じます。その一方で、社長個人については給与所得の増加による所得税・住民税の問題が発生します。

留意すべきは、社長が資力を喪失しており、この債務を弁済することが著しく困難であると考えられるケースでは、この債務免除益に係る所得税等が課されない場合もあり得ます。

ケースごとに慎重に判断されるべきです。

#### ナマの税務相談室

### 遺言書の発見で思わぬ展開が！

ようか。

また、今回遺言書が見つかったことで、A、B、Cが仲違いし、特にCなどは裁判を起こすそうです。各人の申告等どのようにすべきか良く分かりません。裁判の結果を待って帰属が全て決定してから修正申告をすべきでしょうか。

**A** 遺言書の発見で、相続人間で利害が対立し、訴訟事態に進展したことは残念ですが、孫のDについては、基本的には受遺者であることを知った日から10ヵ月以内に期限後申告しなければなりません。

ところで、裁判所に訴訟し確定まで時間がかかるでしょうが、判決、和解、調停等で各人の相続財産が最終的に確定した場合、当初申告で納付した税額に照らし納税者各人に過不足が当然生じます。判決等確定の日から4ヵ月以内に更正の請求もししくは修正申告して税金の精算をいたします。

#### ナマの税務相談室

## 「前掲区分以外」の全部一括償却資産

**二** 損益計算書の「前掲区分以外」の全部一括償却資産とは、法人税法上の概念であり、取得価額が20万円未満の減価償却資産について、事業年度ごとに一括して3年で償却することができます。ところでも、耐用年数通達をみると、「全部を一括して償却する場合のこれらの資産」と規定しているところがあり、「一括」という言葉を使っています。短く詰めると、全部一括償却資産となります。

**耐** 用年数表の各資産の最後のほうに「前掲以外」「前掲区分以外」という区分項目があり、「前掲以外」とは、それより前に掲載している構造用途・細目以外のものを指しているのですが、「前掲区分以外」というのは何かというと、

これが、この全部一括償却資産のことなのです。一括という点では、総合償却も、複数の資産を一つのグループとして同一耐用年数で償却する方法なので似ていますが、総合償却を原則とする機械装置にも「前掲区分以外」という項目があるので、全部一括償却資産は総合償却よりもさらに一括範囲を広くとった耐用年数ルールと言えます。

**例** えば、器具備品関係の耐用年数表をみると、1から12までの区分が設けられていて、区分12で「前掲区分以外」が出てきます。これは、「前掲（1～11）以外のもの」という意味ではなく、「前掲（1～11）の区分ごとの耐用年数を適用しないもの」とい

う意味です。

**二** の「前掲区分以外」の扱いは、機械装置、建物付属設備、構築物、工具、器具備品について適用されます。

**全** 部一括償却資産は経理実務の簡素化の意味から設けられている制度と解説されており、器具備品では、「主として金属製のもの15年」「その他のもの8年」の二つのみの耐用年数となっています。全部一括償却資産の制度を採用するときは、原則として、都合のよいまま食い選択はできませんが、器具備品に限っては、金属15年、その他8年はほぼ最長期間なので、通達では、逆につまみ食い選択をOKとしています。ただし、品目単位での選択というのが通達の文言なので、複写機を5台購入し、そのうち3台に耐用年数5年を適用、他の2台に区分12の耐用年数を適用することはできません。

新しい知恵が  
浮かばなかつたら、  
古い知恵を  
上手に使う方法を見つけよ。

(アメリカの思想家  
エマーソン)



平成30年、戊戌年。戊年生まれの人は正義感が強く、眞面目だといわれています。さて、七草粥。松の内の最後の日、7日の粥に七種の菜（日本のハーブ）を入れる風習は、古来の知恵。「すずな」と言ひすずしろといひ祝ひけり梅子」1月も法定調書の提出や新年分給与関係準備等事務は繁多ですが、健康に気を付けて、今年をよい年に。

### 1月の税務メモ

#### (国 税)

- 12月分源泉所得税の納付（特例適用者は7～12月の半年分）
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

#### (地方税)

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 10日       | ○12月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 22日       | ○11月決算法人の確定申告      |
| 31日       | ○5月決算法人の中間（予定）申告   |
| 〃         | ○給与支払報告書の提出        |
| 〃         | ○償却資産（固定資産）の申告     |
| （地方条例による） | ○個人住民税の第4期分納付      |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。